

令和6年山形県教育委員会3月臨時会の会議結果について

令和6年3月26日
教 育 局

- 日 時 令和6年3月26日（火）午後1時30分～午後2時5分
 ○場 所 山形県庁舎 教育委員会
 ○出席委員等 高橋教育長、山川委員、小関委員、工藤委員、和田委員、丹治委員
 ○議 事 原案のとおり可決されました。

議 案	担 当 課
議第1号 山形県教員「指標」の一部改正について 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の公布に伴い改正された文部科学大臣指針並びに養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る文部科学省通知を踏まえ、山形県教員「指標」を一部改正しました。	教育政策課
議第2号 山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の 制定について 60歳超の職名整理を行うため及び令和6年度組織改編に伴い、本規則の規定を改正することを決定しました。	教育政策課
議第3号 教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規 則の制定について 60歳超の職名整理を行うため及び令和6年度組織改編に伴い、本規則の規定を改正することを決定しました。	教育政策課
議第4号 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制 定について 60歳超の職員の職及び主任学校司書の職を新たに設置すること等に伴い、本規則の規定を改正することを決定しました。	教職員課
議第5号 特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規 則の制定について 60歳超の職名整理を行うため、本規則の規定を改正することを決定しました。	教職員課
議第6号 山形県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定 について 主任実習教諭及び主任学校司書を新たに設置することに伴い、本規則の規定を改正することを決定しました。	教職員課
議第7号 山形県体育施設条例施行規則を廃止する規則の設定につい て 令和6年度組織改編に伴い、本規則を廃止することを決定しました。	スポーツ保健課

議第 8 号	県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴い、本規則の規定を改正することを決定しました。	スポーツ保健課
議第 9 号	教職員の人事について 次のとおり職員の懲戒処分を行うことに決定しました。 ・未成年者に対するわいせつ行為 懲戒免職：1名 [管理監督責任] 戒告：1名 ・女性職員に対するセクハラ行為 停職6月：1名 [管理監督責任] 減給10分の1 1月：2名 ・無免許運転 停職5日：1名 ※ 基準では停職1月が適用されるが、停職期間を被処分者の任期の最終日までとするもの ・人身加害事故 減給10分の1 2月：1名 ・暴走運転 戒告：1名	教職員課
議第 10 号 〈追加提案〉	山形県職員等に対する退職手当支給条例の規定に基づく退職手当の支給制限について 議第 9 号にて懲戒免職の処分を決定した職員 1 名の退職手当については、その全額を支給しないこととしました。	教職員課

※議第 9 号及び議第 10 号は人事に関する案件であるため、秘密会で審議されました。

以 上